

一般競争入札(総合評価落札方式)に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日：2026年3月10日  
独立行政法人情報処理推進機構

件名：「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度における制度規程等の作成業務」

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	Ⅲ.仕様書	P.17およびP.19	4.1 SCS評価制度の運営規程類・関係機関規則の原案作成 および 4.2 ★3 の自己評価および★4 の第三者評価/技術検証の評価用ガイド類の原案作成	各種運営規程類・ガイド類の作成にあたっては、単にドキュメンテーションを行うだけでなく、その内容について経済産業省様も同席の上で別途同省から公表されている「制度構築方針案」との整合を図る必要があるものと理解しております。「制度構築方針案」では必ずしも明示されていない点について貴機構及び経済産業省様等と協議の上具体化を図る等の付加的なコミュニケーション等プロセスが発生するかと考えていますが、それらも含めて本見積の範囲としてとらえることで問題ないでしょうか。	ご認識の通り、本業務で作成する制度運営規程類・評価用ガイド類の作成にあたっては、経済産業省が公表する「制度構築方針」との整合を図る必要があります。 その場合は、IPAが「制度構築方針」の関係者(経済産業省等)を「外部有識者」として定例会議に招聘し、定例会議の中でコミュニケーション等を行うことを想定しております。 従って、本業務で作成する制度運営規程類・評価用ガイド類と「制度構築方針」との整合を図るプロセスも本業務の範囲内となりますので、入札金額の御見積の範囲として捉えてください。  定例会議については、Ⅲ仕様書4.1及び4.2に記載している通りです。  (以下、Ⅲ仕様書4.1及び4.2 冒頭から抜粋) 定例会議にはIPAが調整して外部有識者(セキュリティ関連制度の評価機関等に所属する者や、令和7年に経済産業省が実施したSCS評価制度の実証事業の関係者等)を同席させることがある。	2026年3月10日